

令和5年11月22日提出

令和5年11月市議会定例会

説明書・参考

報告第20号～報告第23号
議案第107号～議案第117号

島 田 市

説 明 書

報告第20号 専決処分の報告について（島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行に伴い、引用する省令名を変更するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第21号 専決処分の報告について（島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行に伴い、引用する条文について整理するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第22号 専決処分の報告について（島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する条文について整理するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第23号 専決処分の報告について（島田市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行に伴い、引用する条文について整理するものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第107号 島田市伊太体育館条例について

伊太小学校の屋内運動場を島田市伊太体育館として使用できるようにするため、新たに条例を制定し、一部の規定を除き令和6年4月1日から施行しようとするものです。

議案第108号 島田市相賀体育館条例について

相賀小学校の屋内運動場等を島田市相賀体育館として使用できるようにするため、新たに条例を制定し、一部の規定を除き令和6年4月1日から施行しようとするものです。

議案第109号 島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

国民健康保険税における後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を改めるため、また、出産する被保険者の産前産後の国民健康保険税の所得割額及び均等割額の免除規

定を設けるため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き令和6年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第110号 島田市訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例について

島田市訪問看護ステーションを島田市立総合医療センターから島田市保健福祉センターに移転させるため、条例の一部を改正し、令和6年1月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第111号 島田市子育て世代型住宅条例の一部を改正する条例について

子育て世代型住宅の入退去条件の緩和及び共益費の徴収方法の変更を行うため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き令和6年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第112号 島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について

市内北部4小学校と島田第一小学校の統合に伴い関係する施設を整理するため条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第113号 指定管理者の指定について（島田市民総合施設プラザおおるり）

島田市民総合施設プラザおおるりの指定管理者として、プラザおおるりマネジメントグループを指定しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第114号 指定管理者の指定について（島田市田代の郷温泉・田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場）

島田市田代の郷温泉及び田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場の2施設の一体的な指定管理者として、田代の郷共同運営コンソーシアムを指定しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第115号 指定管理者の指定について（島田市川根温泉・島田市川根温泉ホテル）

島田市川根温泉及び島田市川根温泉ホテルの2施設の一体的な指定管理者として、かわね創造コンソーシアムを指定しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第116号 市道路線の認定について

民間の土地利用に伴い寄付を受けた2路線、民間の砂利採取事業に伴い区間を変更する必要が生じた1路線、合計3路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第117号 市道路線の廃止について

民間の砂利採取事業に伴い区間を変更する必要が生じた1路線を廃止するため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

報告第20号	専決処分の報告について（島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例） ◇新旧条文対照表 -----	8
報告第21号	専決処分の報告について（島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例） ◇新旧条文対照表 -----	10
報告第22号	専決処分の報告について（島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例） ◇新旧条文対照表 -----	12
報告第23号	専決処分の報告について（島田市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例） ◇新旧条文対照表 -----	14
議案第109号	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	16
議案第110号	島田市訪問看護事業に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	28
議案第111号	島田市子育て世代型住宅条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	30
議案第112号	島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	38
議案第113号	指定管理者の指定について（島田市民総合施設プラザおおるり） ◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 -----	40
議案第114号	指定管理者の指定について（島田市田代の郷温泉・田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場） ◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 -----	43

議案第115号	指定管理者の指定について（島田市川根温泉・島田市川根温泉ホテル）	
	◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票	----- 46
議案第116号	市道路線の認定について	
	◇市道認定路線位置図	----- 49
議案第117号	市道路線の廃止について	
	◇市道廃止路線位置図	----- 52

（付記）

図面は、既成の都市計画図等を使用しているため、現況と一部異なる場合があります。

新 条 文

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 省略

(給水装置の基準違反に対する措置)

第40条 省略

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

対 照 表

旧 条 文
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 省略</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第40条 省略</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

例規名 島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

新 条 文

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

対 照 表

旧 条 文

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

例規名 島田市病院事業の設置等に関する条例

新 条 文

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第13条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

対 照 表

旧 条 文

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第13条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

例規名 島田市こども発達支援センター条例

新 条 文

(事業)

第3条 島田市こども発達支援センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

(1) 省略

(2) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業（第5条において「障害児相談支援事業」という。）

(3) 省略

(4) 省略

対 照 表

旧 条 文

(事業)

第3条 島田市こども発達支援センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

(1) 省略

(2) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業（第5条において「障害児相談支援事業」という。）

(3) 省略

(4) 省略

議案第109号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市国民健康保険税条例

新 条 文

(課税額)

第2条 省略

2 省略

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。

4 省略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)

イ 省略

(3)

2 省略

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額

対 照 表

旧 条 文

(課税額)

第2条 省略

2 省略

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。

4 省略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)

イ 省略

(3)

2 省略

に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 省略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 省略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

1

↳ 省略

7

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第

附 則

1

↳ 省略

7

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法

33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

11 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

11 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

16 省略

17 省略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

16 省略

17 省略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

議案第110号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市訪問看護事業に関する条例

新 条 文

(訪問看護ステーション)

第3条 次に掲げる事業を行うため、島田市訪問看護ステーションを島田市中河町283番地の1に置く。

(1)

↳ 省略

(4)

対 照 表

旧 条 文

(訪問看護ステーション)

第3条 次に掲げる事業を行うため、島田市訪問看護ステーションを島田市野田1200番地の5に置く。

(1)

） 省略

(4)

新 条 文

(入居者の資格)

第4条 子育て世代型住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 同居しようとする配偶者（入居の申込日から3月以内に婚姻する予定の者を含む。以下同じ。）又は子（入居しようとする者又はその配偶者の子であって、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。次号において同じ。）がいること。
- (2) 入居しようとする者 （入居しようとする者に配偶者がいる場合にあっては、入居しようとする者及びその配偶者。第4号において同じ。）が18歳以上41歳未満であること。ただし、同居しようとする子がいる場合は、この限りでない。
- (3) 同居しようとする者が配偶者及び入居しようとする者又はその配偶者の子のみであること。ただし、同居しようとする配偶者がいない場合は、入居しようとする者又はその配偶者の父母を同居させることができる。
- (4) 入居しようとする者の前年の所得の合計額が、規則で定める額以上であること。
- (5) 省略
- (6) 入居しようとする者及び同居しようとする者が市町村税を滞納していないこと。
- (7) 省略

(使用期間)

第8条 省略

2 省略

3 市長は、当該入居者の同居する子 （入居者又はその配偶者の子であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。以下「対象児童」という。）のうち最年少者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときは、前項の規定にかかわらず、同日を限度として、使用期間を更新することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、入居者 （入居者に配偶者がいる場合にあっては、入居者及びその配偶者。第12条において同じ。）の前年の所得の合計額が最近2年間引き続き第4条第4号の規則で定める額未満となった場合は、使用期間を更新しない。

5 省略

(入居の手続)

第9条 入居予定者は、その決定のあった日から10日以内に、次に掲げる入居の手続

対 照 表

旧 条 文
<p>(入居者の資格)</p> <p>第4条 子育て世代型住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 同居しようとする配偶者（入居の申込日から3月以内に婚姻する予定の者を含む。<u>以下同じ。</u>）<u>があること。</u></p> <p>(2) 入居しようとする者<u>及びその配偶者のいずれも</u>が18歳以上41歳未満であること。</p> <p>(3) 同居しようとする者が配偶者及び子（<u>入居しようとする者又はその配偶者の子であって、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。</u>）のみであること。</p> <p>(4) 入居しようとする者<u>及びその配偶者</u>の前年の所得の合計額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 入居しようとする者<u>及びその配偶者</u>が市町村税を滞納していないこと。</p> <p>(7) 省略</p> <p>(使用期間)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 市長は、<u>入居者の使用期間が10年に達した場合において、当該入居者の同居する子のうち最年長者が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときは、前項の規定にかかわらず、同日又は使用期間が15年となる日のいずれか早い日を限度として、使用期間を更新することができる。</u></p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、入居者<u>及びその配偶者</u>の前年の所得の合計額が最近2年間引き続き第4条第4号の規則で定める額未満となった場合は、使用期間を更新しない。</p> <p>5 省略</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第9条 入居予定者は、その決定のあった日から10日以内に、次に掲げる入居の手続</p>

をしなければならない。

(1) 連帯保証人 (市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。)が連署する請書を提出すること。

(2) 省略

2 省略

3 省略

(同居の承認等)

第10条 入居者は、子育て世代型住宅への入居の際に同居した者以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 前項の承認は、次に掲げる者を新たに同居させようとする場合に限り、することができる。

(1) 入居者の配偶者

(2) 入居者又はその配偶者の子

(3) 入居者又はその配偶者の父母 (当該承認の申請を行う時点で配偶者が同居していない場合に限る。)

3 省略

(入居の承継)

第10条の2 子育て世代型住宅の入居者が死亡し、又はその配偶者を残して退去した場合において、当該配偶者で規則で定めるものが引き続き当該子育て世代型住宅に入居しようとするときは、承継の理由となるべき事実発生後30日以内に、規則で定めるところにより市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の承継を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(所得の報告)

第12条 入居者は、規則で定めるところにより、毎年度、市長に対し当該入居者の所得の状況を報告しなければならない。

(家賃の額等)

第13条 省略

2 同居する対象児童の数に増減が生じた場合は、その事由が生じた日の属する月から家賃の額を変更する。

(修繕費用の負担義務)

第17条 省略

(共益費)

第17条の2 市長は、入居者の共通の利益を図るため、前条第1項各号に掲げる費用のうち共用部分に係るものを共益費として入居者から徴収する。

2 共益費の額は、月額3,500円とする。

3 共益費については、第14条の規定を準用する。この場合において、同条中「家賃」とあるのは「共益費」と読み替えるものとする。

をしなければならない。

(1) 連帯保証人 2人 が連署する請書を提出すること。

(2) 省略

2 省略

3 省略

(同居の承認等)

第10条 入居者は、入居後において新たに当該入居者又はその配偶者の子を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 前項の承認は、新たに同居させようとする子が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときに限り、することができる。

3 省略

(所得の報告)

第12条 入居者は、規則で定めるところにより、毎年度、市長に対し当該入居者 及びその配偶者の所得の状況を報告しなければならない。

(家賃の額等)

第13条 省略

2 同居する 子 の数に増減が生じた場合は、その事由が生じた日の属する月から家賃の額を変更する。

(修繕費用の負担義務)

第17条 省略

(用途変更等の禁止)

第20条 入居者及び同居者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)

ㄱ 省略

(3)

(迷惑行為の禁止)

第21条 入居者及び同居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(所得状況の報告の請求等)

第22条 市長は、第4条の規定による入居者の資格の確認、第15条の規定による家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予又は第16条第2項の規定による敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予の措置に関し必要があると認めるときは、入居者(入居者に配偶者がいる場合にあつては、入居者及びその配偶者)の所得の状況について、当該入居者(入居者に配偶者がいる場合にあつては、入居者又はその配偶者)若しくはこれらの雇主、これらの取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 省略

(明渡請求)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入居者に対し、当該子育て世代型住宅の明渡しを請求することができる。

(1)

ㄱ 省略

(4)

(5) 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める者が死亡し、又は退去したとき。

ア 配偶者及び対象児童が同居している場合 入居者及び配偶者、入居者及び対象児童(対象児童が2人以上いる場合にあつては、全ての対象児童。以下この号において同じ。)又は配偶者及び対象児童

イ 配偶者が同居しており、かつ、対象児童が同居していない場合 入居者又は配偶者

ウ 配偶者が同居していない場合 入居者又は対象児童

(6) 入居者が第10条第1項、第10条の2第1項及び第18条から第21条までの規定に違反したとき。

(7)

ㄱ 省略

(10)

2 省略

3 省略

(用途変更等の禁止)

第20条 入居者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)

↳ 省略

(3)

(迷惑行為の禁止)

第21条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(所得状況の報告の請求等)

第22条 市長は、第4条の規定による入居者の資格の確認、第15条の規定による家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予又は第16条第2項の規定による敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予の措置に関し必要があると認めるときは、入居者及びその配偶者の所得の状況について、当該入居者、その配偶者若しくはこれらの雇主、これらの取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 省略

(明渡請求)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入居者に対し、当該子育て世代型住宅の明渡しを請求することができる。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 入居者又はその配偶者が死亡し、又は退去したとき。

(6) 入居者が第10条第1項及び第18条から第21条までの規定に違反したとき。

(7)

↳ 省略

(10)

2 省略

3 省略

別表（第13条関係）

区分	家賃の月額
同居する <u>対象児童</u> が1人の入居者	省略
同居する <u>対象児童</u> が2人の入居者	
同居する <u>対象児童</u> が3人以上の入居者	
省略	

別表（第13条関係）

区分	家賃の月額
同居する <u>子</u> が1人の入居者	省略
同居する <u>子</u> が2人の入居者	
同居する <u>子</u> が3人以上の入居者	
省略	

議案第112号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市立学校施設の使用に関する条例

新 条 文

別表第1（第2条関係）

学校施設	区分	学校名	摘要
屋内運動場	省略		
	フロア (小型)	島田市立六合東小学校	
		省略	
	ステージ 等	省略	
		島田市立六合東小学校	
		省略	
省略			
会議室	省略		
		島田市立六合小学校	多目的ホール及び会議室（地域・学校連携施設）
	省略		

備考 省略

対 照 表

旧 条 文

別表第1（第2条関係）

学校施設	区分	学校名	摘要	
屋内運動場	省略			
	フロア (小型)	島田市立六合東小学校		
		島田市立伊太小学校		
		島田市立相賀小学校		
		島田市立神座小学校		
		島田市立伊久美小学校		
		省略		
	ステージ 等	省略		
		島田市立六合東小学校		
		島田市立相賀小学校	小体育室	
		島田市立神座小学校		
		島田市立伊久美小学校		
	省略			
	省略			
	会議室	省略		
島田市立六合小学校		多目的ホール及び会議室（地域・学校連携施設）		
島田市立相賀小学校		会議室（クラブハウス）		
省略				

備考 省略

議案第113号 参考

指定管理者に指定しようとする団体の概要 (島田市民総合施設プラザおおるり)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

(1) 名称

プラザおおるりマネジメントグループ

(2) 代表者

株式会社まちづくり島田 代表取締役 清水 克俊

(3) 所在地

島田市本通五丁目2番の2

(4) 設立年月日

令和5年8月22日

(5) 業務内容

ア 代表企業 株式会社まちづくり島田

(ア) 不動産の売買、交換、賃貸借及び仲介並びに所有、管理及び利用に関する業務

(イ) 島田市内の都市開発に関する企画、調査、設計コンサルタント業務

(ロ) 販売促進に関する情報、資料の収集、企画及び販売

(ハ) 駐車場、会議場、コミュニティホール等の企画、調査、設計、運営

(ニ) 地場産品の販売及び飲食店の経営

(ホ) 共同店舗、集合店舗等の商業施設の企画、建設、運営

(ヘ) 地域産業に関する商品の企画立案及び製造販売の斡旋

(ト) 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務

(チ) 情報関連事業に関する企画、調査及び運営

(リ) 地域活動に関する情報の収集及び提供に関する業務

(ニ) 地域における文化活動の推進に関する業務

(シ) 緑化思想の普及及び緑化の推進に関する業務

(ス) ばらのまちづくりの推進に関する業務

(セ) 健康の増進及びスポーツの普及に関する業務

(ツ) 文化施設、体育施設、公園施設その他の施設の管理運営の受託に関する業務

(タ) 島田市が行う文化催事等の受託及び協力に関する業務

(チ) 公の施設内における物品販売

(ツ) 前各号に付帯する一切の業務

イ 構成企業 静岡ビル保善株式会社

(ア) 不動産管理業

(イ) 清掃業

(ロ) 清掃用品の製造販売

(ハ) 建築物衛生法に基づく業務

(ニ) 建築物並びに附帯施設の維持管理

- (カ) 建築物の各種設備機器の点検・保守・管理
- (キ) 警備業
- (ク) 地方自治法に基づく指定管理者制度による公の施設の管理運営
- (ケ) 労働者派遣事業
- (コ) 建築工事業
- (カ) 電気工事業
- (シ) 管工事業
- (ス) 消防施設工事業
- (セ) 損害保険代理店業
- (ソ) 飲食店業
- (タ) 旅館業
- (チ) 宿泊施設の経営
- (ツ) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (テ) 前各号に付帯する一切の業務

※(5)は、団体に関する履歴事項全部証明書に基づいて作成した。

(6) 役員

- ア 代表企業 株式会社まちづくり島田
代表取締役 1 人、取締役 5 人、監査役 2 人 計 8 人
- イ 構成企業 静岡ビル保善株式会社
代表取締役 2 人、取締役 5 人、監査役 2 人 計 9 人

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称		島田市民総合施設プラザおおるり	応募団体数	1 団体
評価項目	評価内容	団体の名称	委員会の平均評価点数	
			プラザおおるりマネジメントグループ	
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。		3.55	
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。			
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。			
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。			
2 施設の管理運営	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。		3.46	
	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。			
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。			
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。			
	緊急時の対応が図られているか。			
3 収支計画	個人情報保護の措置が図られているか。		3.23	
	収支予算の内容は適切であるか。			
	経費の圧縮が図られているか。			
	安定的な収入を得るための計画か。			
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。			
4 団体の能力及び適格性	市の歳出の軽減が図れるか。		3.57	
	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。			
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。			
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。			
	最近の活動内容に評価する点はあるか。			
5 施設の特殊性に着目した項目	施設の運営に対する意欲があるか。		6.97	
	市民等が行う文化活動の支援に十分な意欲を有し、島田市の文化振興に寄与することが可能か。			
	老朽化の進む施設・設備について随時適切な維持管理を行い、施設の長寿命化に資する管理を期待できるか。			
	市民の生涯学習講座等の実施に対する十分な専門性を有しており、生涯学習の推進に寄与することが可能か。			
	生涯学習講座等の受講終了後、受講者が学習活動やグループ活動を継続していくための適切な提案がなされているか。			
総合評価点数			20.78	

備考

- 選定の方法は、次のとおりとする。
 - 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
 - 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数（小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
 - 総合評価点数のもっとも高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。
- 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適正性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。
- 「5 施設の特殊性に着目した項目」の評価内容は、当該施設に係る委員会において定める。

議案第114号 参 考

指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票

(島田市田代の郷温泉及び田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

(1) 名称

田代の郷共同運営コンソーシアム

(2) 代表者

代表企業 西東石油株式会社 代表取締役 西村 康正

(3) 所在地

島田市金谷東一丁目1235番地の1

(4) 設立年月日

令和5年9月1日

(5) 業務内容

ア 代表企業 西東石油株式会社

(ア) 石油製品の販売

(イ) 自動車部品及び自動車装飾品の販売

(ウ) 自動車の整備及び修理

(エ) 損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業

(オ) 生命保険の募集に関する業務

(カ) 不動産の売買、賃貸

(キ) 太陽光発電装置の販売

(ク) 自動車の売買及び賃貸

(ケ) 食品販売、給茶機販売、飲食店業

(コ) 指定管理施設の受託運營業務

(サ) 簡易宿泊業

(シ) 営業代行業

(ス) 不動産コンサルティング業

(セ) 前各号に付帯する一切の業務

イ 構成企業 大井川鐵道株式会社

(ア) 地方鉄道業

(イ) 自動車運送業

(ウ) 軌道並びに索道事業

(エ) 自動車貸渡業

(オ) 鉄軌道、自動車事業諸施設の保守管理及び建設工事

(カ) 電気、通信、空調、給排水設備及び機械器具等の設計施工

(キ) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理並びに住宅地の経営

(ク) 航空運送代理店業

(ケ) 土砂、碎石の採集販売業

(コ) 食料品の調理加工販売業

(サ) 旅館、食堂、遊園地、その他観光娯楽施設の経営

- (シ) 郵便切手、収入印紙の売り捌き及び酒類、たばこの販売ならびに観光用みやげ物品等販売業
- (ス) 旅行業
- (セ) 広告宣伝業
- (ソ) 茶、茸、その他農産物の生産販売加工及び林業に関する事業並びに魚介類等の養殖販売業
- (タ) 土木、建築、電気、その他の工事の測量、設計、請負、作業の監督並びにこれに付帯する一切の事業
- (チ) 古物販売に関する事業
- (ツ) 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
- (テ) 店舗の改装及び建物の調査、診断、改修工事の請負
- (ト) 自動車整備業
- (ナ) 損害保険代理業
- (ニ) 生命保険の募集に関する業務
- (ヌ) 前各号の事業に関連する調査、研究、技術指導及びコンサルタント業
- (ネ) 前各号に付帯または関連する一切の事業

※(5)は、団体に関する履歴事項全部証明書に基づいて作成した。

(6) 役員

ア 代表企業 西東石油株式会社

代表取締役 2 人、取締役 3 人、監査役 1 人 計 6 人

イ 構成企業 大井川鐵道株式会社

代表取締役 1 人、取締役 3 人、監査役 1 人 計 5 人

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称		島田市田代の郷温泉、田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場	応募団体数	1 団体
評価項目	評価内容	委員会の平均評価点数		
		団体の名称 田代の郷共同運営 コンソーシアム		
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。	3.48		
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。			
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。			
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。			
2 施設の管理運営	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。	3.57		
	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。			
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。			
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。			
	緊急時の対応が図られているか。			
3 収支計画	個人情報保護の措置が図られているか。	3.29		
	収支予算の内容は適切であるか。			
	経費の圧縮が図られているか。			
	安定的な収入を得るための計画か。			
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。			
4 団体の能力及び適格性	市の歳出の軽減が図れるか。	3.57		
	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。			
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。			
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。			
	最近の活動内容に評価する点はあるか。			
5 施設の特異性に着目した項目	施設の運営に対する意欲があるか。	7.09		
	【共通】 市民の健康を増進する計画となっているか。			
	【共通】 一体的な運用により効率的な管理運営体制となっているか。			
	【共通】 民間の能力やアイデアを活かし、両施設の利用者増や収入増などの相乗効果を実現する計画となっているか。			
	【島田市田代の郷温泉】 温泉施設の立地や資源、特徴を理解し、それらの魅力を活かした計画となっているか。			
【田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場】 スポーツ・レクリエーションに親しむ人数の増加を図る計画、及び将来に渡って市内のスポーツ・レクリエーションに参加する人数の増加を図る計画となっているか。				
総合評価点数			21.00	

備考

- 1 選定の方法は、次のとおりとする。
 - (1) 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
 - (2) 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数（小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
 - (3) 総合評価点数のもっとも高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。
- 2 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適正性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。
- 3 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、当該施設に係る委員会において定める。

議案第115号 参考

指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (島田市川根温泉及び島田市川根温泉ホテル)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

(1) 名称

かわね創造コンソーシアム

(2) 代表者

代表企業 株式会社川根町温泉 代表取締役 染谷 絹代

(3) 所在地

島田市川根町笹間渡220番地

(4) 設立年月日

令和5年8月10日

(5) 業務内容

ア 代表企業 株式会社川根町温泉

(ア) 島田市の所有もしくは管理する「ふれあい拠点施設」(ふれあい棟、物産販売所、コテージ、農業体験施設、スポーツ体験施設及び駐車場その他付属施設)の管理運営の受託に関する業務

(イ) 地域産業における関係情報の収集処理及び販売に関する業務

(ウ) 地域産業に関する催事の企画、立案及び販売の斡旋に関する業務

(エ) 農林水産物の加工・販売及び展示販売に関する業務

(オ) 菓子類の展示販売に関する業務

(カ) 陶器、衣料用繊維製品及び伝統工芸品並びに民芸品の展示販売に関する業務

(キ) 日用雑貨、玩具及びスポーツ用品の販売に関する業務

(ク) スポーツ施設、キャンプ場、宿泊施設の経営及び受託運営に関する業務

(ケ) 酒類及びたばこの販売に関する業務

(コ) 飲食店及び喫茶店の経営に関する業務

(サ) 観光情報サービスに関する業務

(シ) 前各号に掲げる物品の配送、搬送に関する業務

(ス) 前各号に付帯する一切の事業

イ 構成企業 大井川鐵道株式会社

(ア) 地方鉄道業

(イ) 自動車運送事業

(ウ) 軌道並びに索道事業

(エ) 自動車貸渡業

(オ) 鉄軌道、自動車事業諸施設の保守管理及び建設工事

(カ) 電気、通信、空調、給排水設備及び機械器具等の設計施工

(キ) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理並びに住宅地の経営

(ク) 航空運送代理店業

(ケ) 土砂、碎石の採集販売業

- (コ) 食料品の調理加工販売業
- (カ) 旅館、食堂、遊園地、その他観光娯楽施設の経営
- (キ) 郵便切手、収入印紙の売り捌き及び酒類、たばこの販売並びに観光みやげ物品等販売業
- (ク) 旅行業
- (ケ) 広告宣伝業
- (コ) 茶、茸、その他農産物の生産販売加工及び林業に関する事業並びに魚介類等の養殖販売業
- (カ) 土木、建築、電気、その他の工事の測量、設計、請負、作業の監督並びにこれに付帯する一切の事業
- (チ) 古物売買に関する事業
- (ツ) 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
- (テ) 店舗の改装及び建物の調査、診断、改修工事の請負
- (ト) 自動車整備業
- (ナ) 損害保険代理業
- (ニ) 生命保険の募集に関する業務
- (ヌ) 前各号の事業に関連する調査、研究、技術指導及びコンサルタント業
- (ネ) 前各号に付帯または関連する一切の事業

※(5)は、団体に関する履歴事項全部証明書に基づいて作成した。

(6) 役員

ア 代表企業 株式会社川根町温泉

代表取締役 1 人、取締役 4 人、監査役 2 人 計 7 人

イ 構成企業 大井川鐵道株式会社

代表取締役 1 人、取締役 3 人、監査役 1 人 計 5 人

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称		島田市川根温泉及び島田市川根温泉ホテル	応募団体数	1 団体
評価項目	評価内容	団体の名称		委員会の平均評価点数
		かわね創造コンソーシアム		
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。			3.44
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。			
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。			
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。			
2 施設の管理運営	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。			3.47
	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。			
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。			
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。			
	緊急時の対応が図られているか。			
3 収支計画	個人情報保護の措置が図られているか。			3.37
	収支予算の内容は適切であるか。			
	経費の圧縮が図られているか。			
	安定的な収入を得るための計画か。			
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。			
4 団体の能力及び適格性	市の歳出の軽減が図れるか。			3.63
	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。			
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。			
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。			
	最近の活動内容に評価する点はあるか。			
5 施設の特異性に 着目した項目	施設の運営に対する意欲があるか。			7.56
	一体的な運用により効率的な管理運営体制となっているか。			
	民間の能力やアイデアを活かし、両施設の利用者増や収入増などの相乗効果を実現できる計画となっているか。			
		総合評価点数		21.47

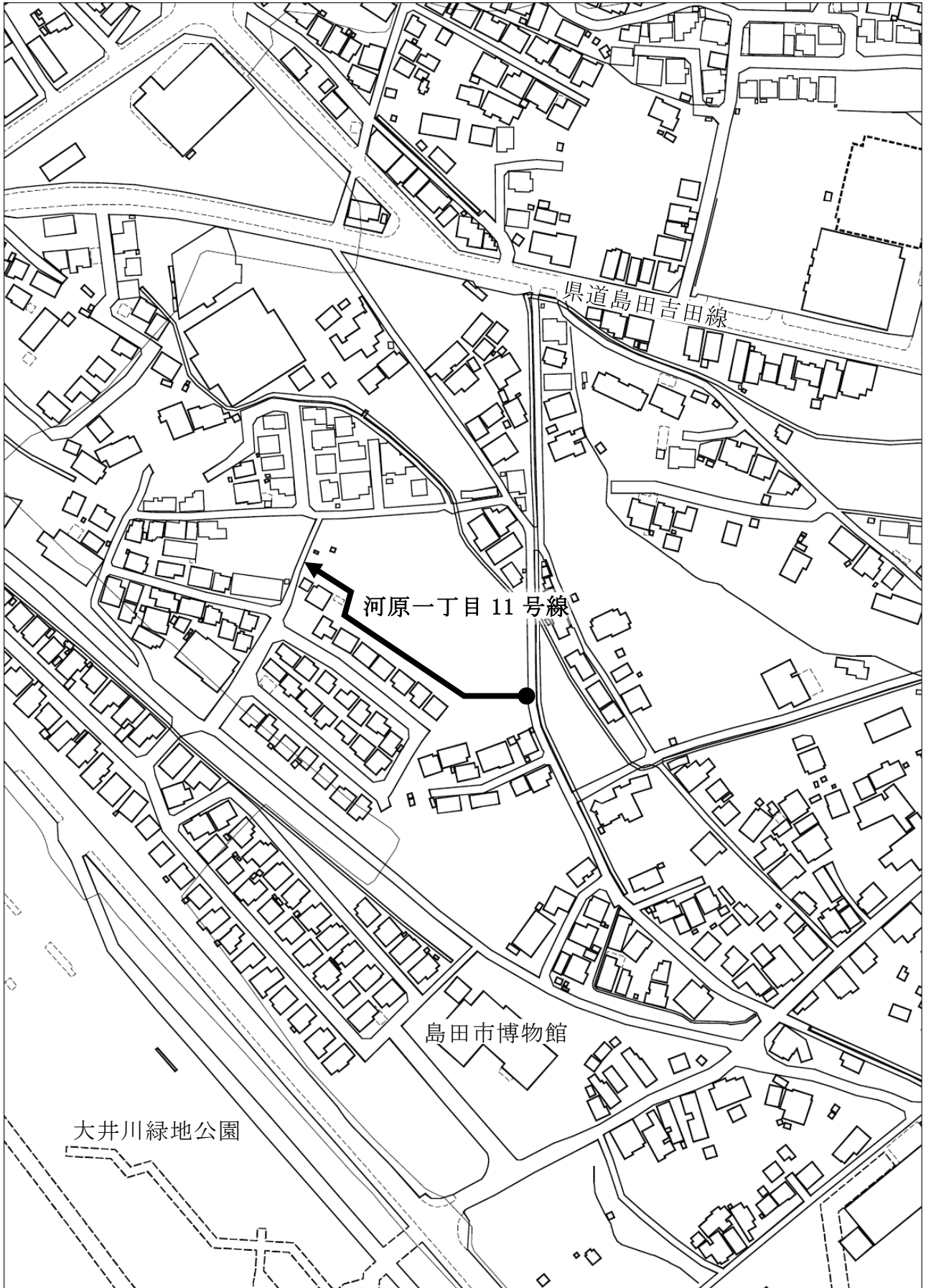
備考

- 選定の方法は、次のとおりとする。
 - 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
 - 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数（小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
 - 総合評価点数のもっとも高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。
- 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適正性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。
- 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、当該施設に係る委員会において定める。

市道認定路線位置図



市道認定路線位置図



市道認定路線位置図

